

福島県企業局建設工事に係る予定価格の事前公表に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号。）第202条ただし書きの規定に基づき、建設工事（測量並びに工事の設計及び工事に関する調査を除く。以下同じ。）の競争入札において、入札前に予定価格を公表する場合の取扱いについて定めるものである。

(対象工事)

第2条 入札前に予定価格を公表する工事（以下「対象工事」という。）は、福島県企業局が発注する工事のうち発注者が入札前に予定価格を公表することが適当と判断する工事とする。

(予定価格の公表方法)

第3条 公表方法は、「福島県企業局条件付一般競争入札実施要領」（平成19年4月1日付け19企業第243号）第7条第1項の規定による公告に予定価格を記載することにより公表するものとする。この場合における公告は、予定価格調書の作成後に行うものとする。

(予定価格調書)

第4条 契約権者は、予定価格調書に予定価格の記入及び押印した後、その写しを作成するものとする。次に、その原本に最低制限価格を記入し、これを封筒に入れ封印するものとする。

(予定価格を上回る入札の取扱い)

第5条 入札参加者が、予定価格を上回る金額で入札した場合は、当該入札は無効とする。

(再度入札)

第6条 再度入札は行わないものとし、「契約の方法及び入札の条件」に、「入札の回数は1回とし、落札者がいない場合であっても再度入札は行わない。」と記載するものとする。

附 則

この要領は平成21年5月15日以降起工するものから適用する。